

新興国ソブリン・ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

第62期分配金は35円(1万口当たり、税引前)

2016年5月6日

平素は、『新興国ソブリン・ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2016年5月6日に第62期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、35円(1万口当たり、税引前。以下同じ。)と致しましたことをご報告申し上げます。

第62期決算(16/5/6)にかかる分配金を従来の55円から35円に引き下げましたのは、ポートフォリオの利回り水準および分配対象額の状況などを総合的に勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

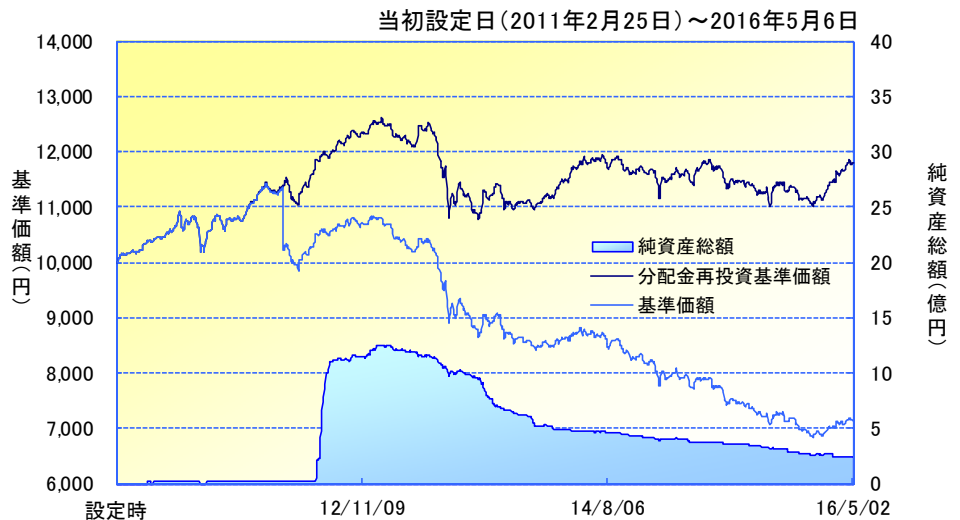
《基準価額・純資産・分配の推移》

2016年5月6日現在

基準価額	7,129円
純資産総額	235百万円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～57期	合計:	3,190円
第58期	(16/1/6)	55円
第59期	(16/2/8)	55円
第60期	(16/3/7)	55円
第61期	(16/4/6)	55円
第62期	(16/5/6)	35円
分配金合計額	設定来:	3,445円
	直近5期:	255円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。また、受益権の分割も修正しています。

※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する「投資信託説明書(交付目録見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

Q1 なぜ、分配金が引き下げられたのですか？

A1 ポートフォリオの利回り水準および分配対象額の状況などを考慮した結果、今後も継続した分配を行ない、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

弊社の分配金についての考え方は、ファンドの収益分配方針、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を引き下げましたのは、ポートフォリオの利回り水準および分配対象額の状況などを総合的に勘案した結果によるものです。

当ファンドは第52期決算(15/7/6)に分配金を80円から55円に引き下げました。

しかし、それ以降も、分配金については、期中に得られる配当等収益を超える額は過去の蓄積等から充当してまいりました。その結果、分配対象額の水準が低下し、分配金のさらなる引き下げが必要との判断に至りました。今回、分配金を引き下げたことによる差額はファンドの純資産に留保されることとなります。

なお、当ファンドの収益分配方針は、以下のとおりとなっています。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ・原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

Q2 35円分配はいつまで続けられる見通しですか？

A2 分配金は、収益分配方針に基づいて、今後数期にわたって継続できるよう配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後数期にわたって継続できるよう配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の引き下げ要因となります。

Q3 分配金を事前に知ることはできないのですか？

A3 決算日(毎月6日、休業日の場合は翌営業日)の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日(毎月6日、休業日の場合は翌営業日)に、ファンドの収益分配方針、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を勘案して委託会社(大和投資信託)が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

なお、委託会社のホームページ(<http://www.daiwa-am.co.jp/>)では、夕方から夜にかけて基準価額とともに分配金を公表しますので、そちらをご参照ください。

よくあるご質問 (Q&A集)

Q4 分配金を引き下げということは、今後の運用に期待できないということですか？

A4 分配金の引き下げは、今後の運用実績とは何ら関係するものではありません。

今回の分配金引き下げについては、ポートフォリオの利回り水準および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。したがって、分配金の引き下げは今後の運用実績とは関係するものではありません。なお、運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターン(総収益率)で確認する必要があります。

引き続き、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資することで、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざした運用を行ってまいります。

以上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

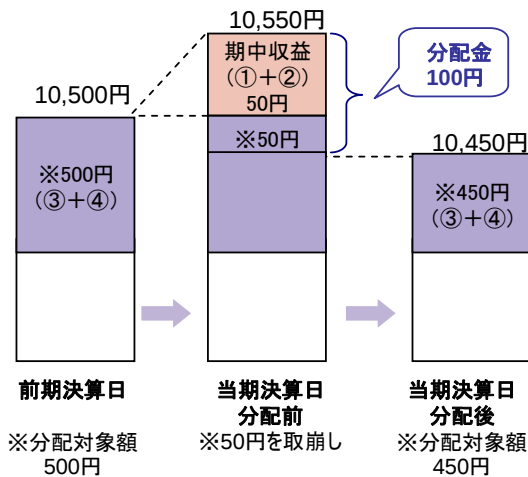
投資信託の純資産

分配金

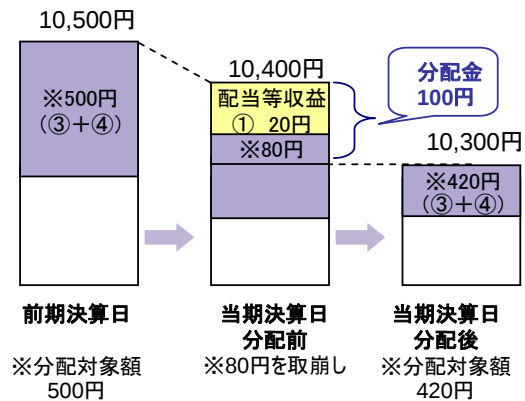
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



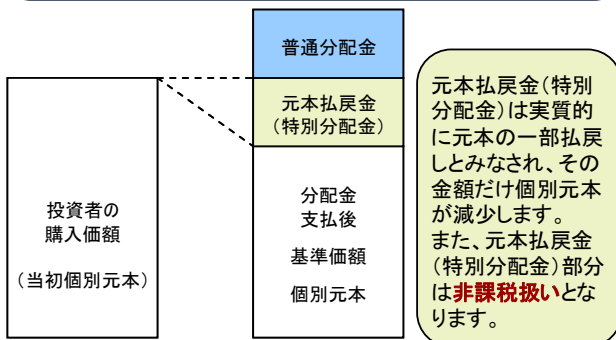
前期決算日から基準価額が下落した場合



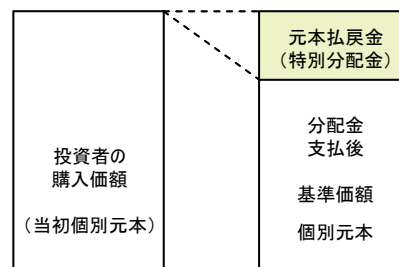
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

新興国ソブリン・ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

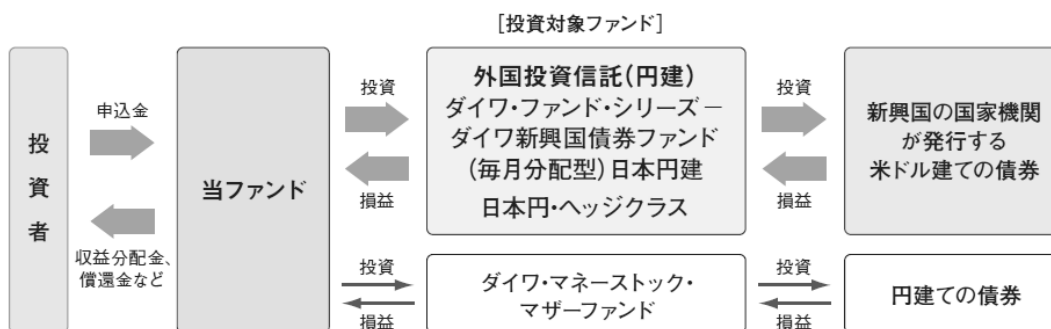
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1. 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。
※ 国家機関には、政府関係機関・州等を含みます。
 2. JP モルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に運用を行ないます。
※ 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。
※ 米ドル以外の通貨建ての債券に投資する場合、原則として、当該通貨売り／米ドル買いの為替取引を行ないます。
 3. 米ドル建ての資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
※ ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 4. 毎月6日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
4. ファンドの仕組み
- ◎当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
 - ◎外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。



※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

新興国ソブリン・ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 <上限>3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.0584% (税抜 0.98%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
投資対象とする 投資信託証券	年率 0.54%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用	年率 1.5984% (税込) 程度 (純資産総額によっては上回る場合があります。)	
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。